

食品に関するリスクコミュニケーション
～牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会～
議事録

平成 25 年 5 月 21 日
東京会場（三田共用会議所）

食品安全委員会
厚生労働省
消費者庁

○司会（消費者庁・金田） お待たせ致しました。ただ今から「食品に関するリスクコミュニケーション～牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する説明会～」を開催致します。

本日司会を務めます私、消費者庁消費者安全課企画官、金田直樹でございます。よろしくお願い致します。

初めに、本説明会は、質疑応答での発言を含め、公開で開催致します。発言者、参加者の皆様の写真等が配信・報道されることがあることをあらかじめ御了承ください。

お配りしている資料についてですが、次第の裏に記載されているとおりです。足りない資料がございましたら、御確認の上、手を挙げて、近くの係の者にお申し出ください。なお、会場の後ろの方に、御自由にお持ちいただける資料を用意しております。休憩時間におとりください。

それでは初めに、今回の説明会の開催の趣旨とこれまでの経緯について説明させていただきます。前方のスライドをご覧ください。

（スライド1）

資料の一番最初にあります「はじめに」と書かれてあります資料をご覧ください。

（スライド2）

次に、「食品の安全を守るしくみ」でございます。食品安全委員会や厚生労働省は、このような役割でこの見直しを進めています。現在のBSE対策の見直しでございます。この食品の安全を守る仕組みとしまして、リスク評価を左側の食品安全委員会が行う。そして、食べても安全かどうかを調べる。これを決めるところが食品安全委員会でございます。そして、右側の厚生労働省、農林水産省などがこのリスク管理、食べても安全なようにルールを決めて、実際の監視に係る行政を行うという役割を持っております。そして、その全体を通してリスクコミュニケーション、その全ての役割として一体として行っております。消費者庁は、各省のリスクコミュニケーションの総合調整として、今回は司会を担当させていただきます。この表は、このようなリスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションといいます3つの要素により食品の安全を守る仕組みを、リスク分析の評価機関

と管理機関の機能分担の関係をイメージとして示したものでございます。

(スライド 3)

では次に、牛海綿状脳症についてでございます。このことについては、皆様ご存じのことと思いますが、改めて確認させていただきます。BSE（牛海綿状脳症）は牛の病気の一つであります。「BSE プリオン」と呼ばれる病原体が、主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し、死亡すると考えられています。この病気が牛の間に広まったのは、BSE 感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として使ったことが原因と考えられています。BSE に感染した牛では、BSE プリオンが牛の脳や脊髄、回腸の一部といったところに蓄積します。人への影響につきましては、人にも後発性のクロイツフェルト・ヤコブ病といったプリオン病があります。1995 年に、英国で変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病が初めて確認されています。ローマ字で略して vCJD でございます。これは BSE との関連が示唆されているところでございます。

(スライド 4)

次に、これまでの国内の BSE 対策についてです。農林水産省におきましては、生産現場での飼料、餌の規制など、厚生労働省においてはと畜場での牛の特定危険部位の除去、そして BSE の検査など、規制をとっています。これについて各自治体において確実に実施され、牛肉の安全性を確保しています。

(スライド 5)

次に、世界における BSE 発生頭数の推移でございます。現在、世界では発生頭数は非常に減ってきております。ピークであった年が 1992 年で 3 万 7,300 頭余りの BSE 発症牛が見つかっています。2012 年には 21 頭と減ってきています。日本や海外で様々な対策、特に牛の脳や脊髄などの組織を家畜の餌に混ぜないといった規制が行われた結果として、世界中で BSE の発生が激減し、リスクの低下が見られています。

(スライド 6)

次に、BSE 対策の見直しです。対策の開始から 10 年が経過したのを機に、これまでの対策

の内容、国際的な状況、最新の科学的知見などを踏まえて、国内の検査体制、輸入条件といった対策の全般的な再評価を実施することと致しました。

(スライド7)

さて、BSEにつきましては、対策の開始10年を契機に、実際のリスク管理を行っている機関である厚生労働省からリスク評価機関である食品安全委員会へ、平成23年12月に、対策の見直しに関する諮問が提出されました。その概要でございます。大きく分けまして、1番目、国内措置、国内の牛肉に関して、検査対象月齢、そして、牛の頭部とか脊髄であります。SRM(特定危険部位)の範囲、また、2番目としまして、国境措置、輸入牛肉に関して、月齢の評価、そしてSRM(特定危険部位)の範囲、さらに月齢を引き上げた場合の評価を厚生労働省から食品安全委員会に依頼しました。

この上の1と2、国内措置と国境措置の評価に関しましては、平成24年10月に食品安全委員会から結果を通知し、それに基づき厚生労働省で平成25年2月と4月に改正を行っています。今回は、一番下、3つ目の諮問内容である国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクについて、食品安全委員会での評価が行われました。3の(1)の部分の国内の検査対象月齢の引き上げについての評価結果が5月13日に食品安全委員会から厚生労働省へ通知され、現在、厚生労働省において新たな対策の見直しを行っています。本日の説明会・意見交換会は、この部分に関する説明を行い、そしてそこに関する質疑応答を内容としたいと考えております。

○司会(消費者庁・金田) それでは引き続きまして、牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価について、食品健康影響評価②、我が国の検査対象月齢の引き上げにつきまして、食品安全委員会プリオン専門調査会酒井健夫座長より御説明致します。

酒井座長、お願い致します。

○酒井(食品安全委員会) こんにちは。紹介いただきました酒井です。それでは、限ら

れている時間ではありますが、食品安全委員会の座長の立場から、今回の見直しの再評価の概要につきまして御説明致します。

平成 13 年 9 月に我が国で 1 頭目の BSE が確認されました。ご存じのように、子牛に飼料を介して感染する疾病であります。9 月に BSE が発生したので、対策として同年 10 月に飼料規制を強化しました。その後、この効果によって平成 14 年出生を最後に我が国では BSE は発生していません。既に子牛の誕生日から起算しますと 11 年間発生していないことになります。これは世界でも同様に飼料規制によって BSE の制御が成功しています。その間、平成 16 年に中間評価がありまして、全頭検査を見直して検査対象月齢の閾値を 20 か月齢に致しました。

(スライド 2)

先程、司会の方から御説明がございましたように、まず再評価の場合に国内措置、それから輸入検査である国境措置があります。と畜検査と輸入検査の規制閾値である 30 か月齢につきましては、昨年 10 月にこのスライドにあります答申をさせていただきました。この諮問にありますように、30 か月齢を超えた場合のリスクではありますが、いずれも、無視できるとして既に終わってございます。今回は、その下にありますように、上記の 1 及び 2 を終えた後ということで、国内措置と国境措置の評価を終了した後のさらなる月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価するというところでございます。ここでの上記 1 は国内措置、上記 2 は国境措置であります。そうしますと、ここでは国内の措置の場合と国境措置の輸入の場合ということになりますが、今回は、この国内措置についての検査対象月齢について答申致しました。これは、資料が国内では豊富にございますので、5 月に評価をお返ししました。今後、まだ国境措置が残っておりますので、継続して評価を行い、この国境措置の月齢について今後検討して参ります。従いまして、検査月齢の変更でありますので、SRM の変更はありません。検査対象月齢の規制閾値である 30 か月齢については、既に昨年 10 月にお返しして、本年の 4 月から施行されています。

(スライド 3)

ここのスライドでございますように、本説明会の演題の国内措置の検査対象の月齢の引き上げについて報告をさせていただきます。

(スライド 4)

基本的な考え方でございますが、定型 BSE の制御を基本として評価致しました。既に牛の誕生年月から起算しますと 11 年間発生していません。海外の公表されている資料を検討して、この制御を基本として評価しました。それから 2 つ目は、評価対象国において定型 BSE が発生する可能性が極めて低い水準に達しているかを判断基準とする。この 2 点から、さらなる検査対象月齢の引き上げについて検討致しました。ここでございますように、国内措置について先行して取りまとめを行いました。

(スライド 5)

評価の方法であります。評価項目は 3 点でございます。1 として、出生年月で見た BSE 最終発生時からの経過年数でございます。これにつきましては、平成 14 年 1 月生まれが最後で、11 年間発生していません。これが結果になります。出生年月で見た BSE 最終発生時からの経過年数です。次いで 2 として、交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化措置を導入してからの経過年数であります。BSE が 13 年に確認されて直ちに国内規制を強化しました。交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化は非常に効果を発揮した事実が明らかでございます。ここでは飼料規制の強化を導入してからの経過した年数です。それから、3 として BSE 対策の実施状況であります。国内で 1 頭目の BSE が確認されてから直ちにこの BSE 対策が完全に実施されております。ここでは、実施状況につきまして、その遵守状況、BSE 対策について決めたことが実際にどのように守られているかということの 3 点について評価を行いました。そして、ある年月以降の出生コホート、これは出生年月が同じ牛群であります。それについて BSE が発生する可能性が極めて低い水準になっているかどうか、これについて評価を加えました。ここでは定性的な評価であります。極めて低いと判断された場合には、一定期間検査を継続することについて、経過措置が必要であるかどうかということについて、この結論を出しました。

(スライド 6)

まず検証期間であります。先程からお話ししておりますが、BSE につきましては、出生後に子牛が汚染飼料を摂取したことが原因であります。仮にこの出生コホート A が汚染群であれば、既に 11 年経過しておりますので、この中で発生があれば必ず検出されています。BSE の潜伏期間は 5 年～5 年半でありますので、必ずここで確認されています。出生コホート B は陰性群であります。この期間に検出されていなければ、出生コホートに今後 BSE が発生する可能性はほとんどないと言えます。この後に EU の資料とフランスの資料に基づいてさらに詳しくお話し致します。ここでは、出生コホート、いわゆる出生年月が同じ牛群であります。95%、これはほとんどの牛がこれに含まれるということ を 95%と致しました。生物統計学的には 95%の信頼というもので検定を行っておりますが、ここではその意味では多少違いますけれども、95%、ほとんど全てがこの中に含まれると御理解いただければと思います。この後に出てまいります、BSE 感染牛が過去に出生年月で 11 年間発生していないということになります。そうしますと、11 年のうちに BSE に感染しているとすれば、ほとんどがここで検出できています。従いまして、11 年間に BSE の感染状況が検出されなければ、そのコホートからその後に BSE の発生の可能性はほとんどないと考えられます。

(スライド 7)

そのもとになるデータであります。スライドの番号 7 になります。EU にはこの BSE の感染牛が数多く確認されていますので、EU のデータから推定摘発年齢を検討しました。グラフの下が年齢で、ここが頻度であります。そうしますと、これは 5 年、10 年ということでもありますから、11 歳になるまでに 96.9%、約 97%が摘発されていることになります。同じくフランスのデータであります、フランスにおいても、BSE 感染牛の推定摘発年齢の 95%は 10.6 歳になるということになります。ですから、この 10.6 歳、11 歳で 95%が、また 97%が摘発されていますので、先程お話ししました 95%、我が国は出生年月で 11 年間 BSE が発生していないことから、95%以上の値が得られるということで、11 年あれば十分な摘発推定年齢に達していると言えます。

(スライド 8)

この飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間をまとめてみますと、いずれの場合も 11 年経過すれば、あるコホートのほとんどの牛、95%以上で BSE 発生状況を確認できます。これについては、EU の豊富なデータに基づく EU における BSE 感染牛の摘発年齢分布の推定では、11 年で 96.9%が検出されています。従って言い換えれば、この 95%が検出されていないということは、下の記述にありますように BSE の発生が 11 年間確認されないことをもって判断し、起点は、BSE 感染牛の出生年月で見た最終発生時点とするということで、この EU での推定摘発年齢分布に我が国の検証期間に当てはめることとしました。従って、11 年間発生していないということは、95%の検出状況は既に確認されているということが言えると考えられます。

(スライド 9)

この後の出生コホートごとの検証率、検出状況から経過措置が必要であるかどうかというお話でございます。2002 年生まれの牛は 11 年経過しているので、検証率は 96.9%となります。これは、生まれた年が遅くなるに従い、検証率は低下していきます。一方、経年とともに各出生コホートの感染リスクは減少します。逆に検査による検証率は低下することでありますので、この経過措置は必要であることとなります。

以上から、EU における感染牛の摘発分布に基づく摘発年齢の推定による検証率、いわゆる 2002 年出生コホートが 96.9%の割合で検証されているので、ここにございますように、2002 年出生コホートの BSE 発生リスクはほぼ無視できるということになります。

(スライド 10)

次に、BSE 対策の実施状況について、国内でどのようになっているかでございます。BSE 対策の実施について、BSE 制御に有効な一定水準以上の規制が行われているかどうかということを、点検表を用いて確認致しました。項目としては、生体牛、これは侵入リスクになりますが、肉骨粉等について、発生国からの輸入禁止措置がとられているかどうか、ほ乳動物由来の肉骨粉のほ乳動物への給与禁止がなされているかどうか、レンダリング施設

等に対して定期的な監視等が行われ、重大な違反がないかどうか、また OIE 基準と同等以上のサーベイランスがなされているか等、全部で 17 項目につきまして検討を加えました。さらにその総合評価を行いました。この点検表では 2～4 段階で評価を行いました。

(スライド 11)

これが評価結果でございます。まず総合評価からの抜粋であります、レンダリング施設・飼料工場等の監視体制と遵守率、いわゆる遵守状況につきまして、4 段階の判定で 2 段階目の○になりましたが、これ以外は全て◎でありました。

では、どうしてこの一項目だけが○であったのかといいますと、2010 年に 1 ケースだけ飼料用の肉骨粉に牛由来たんぱく質が混入していた事例がありました。しかし、これは飼料として利用されることなく焼却処分されております。従って、フードチェーン上流からの複数多段階の監視措置が有効に機能していると評価致しました。

以上のことから、ここは○であります、他は全て◎であるということになります。

日本においては、2002 年 1 月に生まれた 1 頭の牛を最後に、それ以降 11 年間にわたって BSE 感染牛は確認されていません。このことは、BSE 発生を制御するための日本の飼料規制が極めて有効に機能していることを示すものと考えられ、総合的な BSE 対策の実施により、我が国においては、BSE は制御できているものと判断される結論と致しました。

この後に、講師の方よりお話があらうかと思いますが、OIE におきましてもこの科学委員会から、日本では「管理されているリスク」の国から「無視できるリスク」の国に評価が変更されます。これは、総会が今月末に行われますので、そこで最終決定されますが、国際的にも日本は BSE が完全に制御されているという判断をいただいているところであります。

(スライド 12)

この BSE 対策の実施状況についてまとめます。まず、BSE プリオンの侵入リスク、それから増幅リスク、そして暴露リスクの 3 点に対するまとめでございます。BSE プリオンが原因でありますから、それが侵入してくるかどうかにつきましては、BSE 発生国からの生体

牛、肉骨粉、動物性油脂の輸入は停止しております。従いまして、リスクは極めて低いレベルであります。BSE の増幅リスク、これは飼料規制を行っているということでもありますので、リスクは極めて低いレベルであります。暴露リスク、これは食肉処理工程であります。SRM の除去や焼却の義務付け、それから脳・脊髄を破壊するピッシングの禁止等が行われているのに対して、リスクは無視できる程度の極めて低いレベルであるということでもあります。BSE 対策の実施につきましては、リスクは無視できる程度の非常に低いといえます。

(スライド 13)

以上のことをまとめてみますと、我が国の BSE 陽性牛の赤丸が全て陽性牛、36 頭であります。2001 年 10 月に肉骨粉の使用禁止を行いました。恐らく日本では 2 波にわたって汚染があったのであろうと推定できます。2002 年 2 月以降に生まれた牛では BSE 検査陽性牛は見つかっていません。最終はこの 1 頭の赤丸であります。これ以降については BSE は見つかっていません。ただ、この 21 か月齢と 23 か月齢、非定型が 23 か月齢、これは 21 か月齢であります。このことにはついて質問にあらうかと思いますが、後程、御説明致しますが、21 か月齢につきましては偽陽性であり、それをウエスタンブロットィングで確認したら、定型 BSE 感染牛の約 1000 分の 1 程度であります。そしてそれをいわゆるトランスジェニックマウスである感受性の高いウシ型プリオン遺伝子組替マウスに脳内摂取しても感染は見つかっていません。検出はされていないので、この 21 か月齢の牛につきましては、感染はしないということが確認されております。前回の 10 月の報告書提出の際に我々としては結論を出して、無視できる事例であると判断致しました。

(スライド 14・15・16)

評価結果ですが、BSE プリオンについて、輸入規制による侵入リスク低減措置、そして飼料規制による増幅リスク低減措置、また食肉処理工程における暴露リスク低減措置がとられていて、日本においては、牛由来の牛肉及び内臓、特定危険部位以外の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD 発症の可能性は極めて低いこととなります。ゼロリスクで

はございませんが、極めて低いこととなります。しかも、牛と人との種間バリア、種の壁が存在します。

以上であります。

(スライド 17)

最後であります、非定型の BSE の問題がございます。これにつきましては、日本で 23 か月齢が 1 例見つっておりますが、感染性がないということが確認されております。非定型 BSE は、多くの場合が 6 歳から 18 歳に分布し、ほとんどが 8 歳以上の高齢ということですので、48 か月齢を超えた牛を検査対象にすることによって、十分にカバーできます。いわゆると畜牛の 85%が 48 か月齢以下でと畜されますから、15%の高齢牛、リスク牛を検査することによってこの部分は十分にカバーできると判断致しました。

(スライド 18)

結論と致しましては、国内措置の検査対象月齢を 48 か月齢超に引き上げても人への健康影響は無視できると判断しました。これは、感染実験で投与 44 か月齢以上から検出が確認されております。実験には 4 か月齢の牛を使っておりますので、44 か月齢にプラス 4 か月で 48 か月齢、また BSE 検査陽性牛のほとんどが 48 か月齢以上で検出されると推定されておりますので、4 歳に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断致しました。

(スライド 19)

これらは発生確認の月齢、そして EU における発生状況、それから経口投与によります実験結果、こういったものから 48 か月齢になります。ただし、潜伏期間の知見と致しまして、BSE プリオンの摂取量が少ない程、潜伏期間が長くなるという感染実験での知見もありますので、48 か月齢以上のものについての検査をすることで十分 BSE の健康影響評価について確認できるということに結論を致しました。

以上でございます。

○司会（消費者庁・金田） それでは引き続きまして、次の資料「牛海綿状脳症（BSE）検

査の見直しについて」に基づきまして、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室道野英司室長から御説明申し上げます。

○道野（厚生労働省） 皆さん、こんにちは。御紹介いただきました厚生労働省の医薬食品局食品安全部監視安全課の道野と申します。よろしくお願い致します。

（スライド 2）

それでは、配付しました資料に従って御説明したいと思います。私からの説明は、今回の見直しについてのリスク管理機関側からの考え方ということについて御紹介したいと思います。全般の話としては、対策の概要、それから今回の再評価実施の経緯、それから今先生から御紹介のあった食品健康影響評価を踏まえた対応案、それからスケジュールということを進めていきたいと思ひます。

（スライド 4）

まず対策の概要ということであります。これは、もう先程、消費者庁から御説明もあつたところですが、勿論、BSE 対策の最も重要なところというのは飼料規制ということには言うまでもありません。そういった飼料規制ということを前提としながら、今回 BSE 検査の部分につきまして、見直しをしていくといった内容であります。

（スライド 5）

BSE 対策の経緯につきましては、ここに見ていただくとおりなのですけれども、国内措置ということで、平成 13 年 9 月に国内で 1 頭目の BSE 感染牛が確認されました。その後、10 月から全頭検査を実施しました。平成 17 年 8 月に食品安全委員会の評価結果に基づいて、21 か月齢以上に、と畜場での BSE 検査の対象を見直したわけだす。当時、まだまだ市場混乱ということがあり得るだろうということで、3 年間経過措置ということで、こういった検査をするためのキットの購入経費というものを国が自治体に補助しているわけだすけれども、その補助を 20 か月齢以下についても続けたわけだす。結果として、どこの自治体も全頭検査を続けました。ただ、3 か年終わった後、平成 20 年におきましても、結局、各地

方自治体においては全頭検査を続けました。理由としては、市場で検査した牛肉と検査していない牛肉が存在するということについての懸念、もっと言えば市場において不利になるのではないかということの懸念があったと受けとめております。先般、昨年10月の食品安全委員会の評価結果に基づいて、まずその30か月齢での評価というのを先に出していただいたということもあって、ことしの4月施行で30か月齢に見直しをしています。これは後程御紹介しますけれども、なかなか30か月齢というのも見直しのしにくい月齢という事情があって、現在でも各地方自治体で全頭検査が継続されているというのが実情です。厚生労働省からのキット購入費の補助金についても、平成20年に見直した21か月齢以上という対象についても、現在までそのまま見直さずに経過しているという状況にあります。

今回は、SRMの除去については、先程、酒井先生から御説明があったとおり、今回の評価結果には含まれていないので、4月1日に見直した30か月齢超の脊柱の禁止、それから30か月齢超の頭部、ただしタンと頬肉は除くということになりますけれども、さらに脊髄、それから全月齢の扁桃、回腸遠位部、こういったSRMの定義に関しては今回は見直しを行いません。

(スライド6)

これまでの経緯ということでご覧いただければいいと思うのですが、結局、自治体が自主的に行った全頭検査の数も含めて、平成24年度中までに過去11年間で、1,400万頭の牛が検査されたことになりました。この中で括弧内に入っているのが、と畜場で見つかったBSEの感染牛ということです。全部で21頭ですけれども、過去4年度間ではもう見つかっていないという状況になります。

御参考までに申し上げますと、平成13年度から24年度までに国庫からのキット購入費の補助ということで出したお金が約200億円となっています。勿論、当初は選択肢が狭くて単価が高かったということがあるのですが、今はそういった意味でいうと、国産の検査キットも出てきて、単価自体は非常に安くなってきています。毎年出ている厚生労働省からの検査キット購入費の補助金というのは、大体4億円程度という状況になっていま

す。

(スライド 7・8・9)

再評価実施の経緯でありますけれども、一つは、先程、消費者庁からお話があったと思いますけれども、国内外での BSE リスクの低下ということがあります。これは、このグラフ自体は先程出ていると思いますので、もう一つ先のところを見ていただくと、国内外での飼料規制等の対策の結果、これが非常に重要なところでありまして、BSE の発生数は大きく減少している、飼料規制の効果としてということでもあります。それを国内外で関係者の方々がこういった BSE 対策、特に飼料規制の遵守ということを非常に努力してこられたということの結果としてこういったリスクの低下というのが確認できているわけです。

ここに書いているとおり、発生のピークということで、92 年頃には 3 万 7,000 頭の報告があったというのが、去年では 21 頭となっています。国内では、2003 年以降出生した牛からは BSE 陽性牛は確認されていない。それから過去 4 年度間での報告がないというのは先程申し上げたとおりです。

そういったことで、平成 13 年 10 月の対策開始から 10 年が経過したということで、今から 1 年半位前、平成 23 年 12 月に食品安全委員会に、最新の科学的知見に基づいて、国内検査体制、輸入条件といったものについて再評価してくださいというお願いをしました。言ってみれば、低下したリスクに応じた管理措置というのは、どうあるべきかということについて、科学的に評価していただきたいという趣旨です。

これも、先程、説明がありましたので簡単にいきますけれども、今回は、3 つ目の、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価してくださいというところに該当するわけです。

(スライド 10・11・12)

これは、以前の 30 か月齢にラインを引いた場合の検査対象月齢とか、それから SRM の見直しとかということについての評価結果で、いずれも、リスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるということで、いずれもリスク管理措置の変更が可

という結論であったわけです。これにつきましては、国内については4月に施行、それから国境措置、米国、カナダ、フランス、オランダについては2月1日に施行しているというもので、これはちょっと復習であります。

今回のものについては、先程、酒井先生から御説明があったとおりですけれども、こういった幾つかの科学的な事実、要素というものを勘案して、と畜場における検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できるという結論をいただいたわけでありませう。

(スライド13)

一方で、日本国内でのリスク評価機関というのは食品安全委員会です、こういった食品安全対策、施策を策定する場合には必ずそのリスク評価、食品健康影響評価を受けなければならないということは、食品安全基本法にも定められているわけですが、一方で国際的に日本の対策について、どのような評価があるかということがあるわけですね。現時点では、OIEでは3つのランクのBSEリスクに関して評価をしていて、一番リスクが少ないのは「無視できる」、2番目が「管理された」、3番目が「不明」という3つのランクになるわけですが、現時点では日本は真ん中の「管理されたリスク」の国です。これはアメリカとかカナダとかヨーロッパの多くの国がそういった評価を受けているわけですが、こういった過去11年以内に自国内で生まれた牛でBSEの発生がないということ、それから有効な飼料規制が8年以上実施されているということ、これは主な条件で、さらに色々細かな条件はあるのですけれども、こういった条件を日本が満たしたということで、ことしの5月、今月下旬のOIE総会で「無視できるリスク」の国に認定される見込みであります。そういったことで、日本のBSE対策については国内外でこういった効果というものがあるということが認められた、検証されたという状況になっているわけですね。

(スライド14・15)

それで国内措置を今回どう見直していくかということでもありますけれども、基本的には食品安全委員会の評価結果に沿った見直しをやるということでもあります。この図のとおり

で、検査対象月齢については、48 か月を超えるものという見直しをしようと考えています。SRMについては、繰り返しですけれども、30 か月というラインはこのままで、今回見直しの対象にはしません。

ただ、今ルール上は30 か月齢を超える牛だけ食肉処理の際に検査すればいいことになっているのですけれども、現実には全都道府県で全頭検査が継続されています。ただ、これがこのまま継続されるということに関しては、望ましくないと思っています。その理由と、これを幾つか整理しています。これは、もう国産牛肉は科学的見地から安全との判断が出されているにもかかわらず、公費により全頭検査を継続するという結果としてなってしまった場合、どうかということですが、検査をしていない牛肉は危険ではないか、危険であるという誤ったメッセージにつながるおそれがある。やはり検査はしなくてはならないと。ところが科学的には実際には検査は必要ないということです。それから後は、一部の自治体が全頭検査を継続した場合、先程、数年前の事情を申し上げましたけれども、同様に市場に検査実施と未実施の牛肉が混在することとなり、混乱を招くおそれがあるということがあります。

(スライド 16)

そうしたことで、こういった混乱を防ぐためにはどうすればいいかという、今回の2次答申を受けた検査対象月齢の見直しが行われるまでには、全自治体で全頭検査を見直すことが必要ということでもあります。このポイントは、全自治体で一斉に見直していただくということを実現しないと、これはなかなかうまくいかない。これにつきましては、全頭検査の見直しの検討を地方自治体にお願いしたわけですが、自治体サイドからは、全国一斉に全頭検査の見直しが行われるように国が調整してほしいという御要請をいただきました。それで先月の19日に、BSE検査について一斉に見直しを依頼する通知を農林水産省と連名で各都道府県等の知事宛てに出しています。

ただ、それだけではなくて、一番重要なのは、関係者の皆さん、消費者、それから業界の関係の方も含めて、一般の方に正しく理解していただくということが非常に重要で、納

得して見直しをやっていくということが極めて重要であります。そういったことで、今回、管理機関としてのリスクコミュニケーションというのは、東京でここと、それから金曜日に神戸で、さらにリスク評価の方のリスクコミュニケーションということで、既に2回、東京と大阪で実施されておりますけれども、さらに今、地方自治体の方でも同じような説明会を企画されておまして、厚生労働省からは25の自治体の説明会に講師を派遣して、関係者の皆さんによく理解していただくということでやっています。

ただ、我々としては、国の人間が行って説明するというよりも、地方自治体の皆さんが地域の皆さんに自分の理解で自分の言葉で説明していただくというのが非常に大事だろうと思っています。そういったことで、講師の派遣ということの要請のないところにおいては、私ども厚生労働省の方で色々説明会の資料とか、それから説明の内容とかということについても、地方自治体の方に説明会等でお伝えしていますので、地方自治体の方で説明されて、見直しの検討を進めていこうということで、対応していただいているという状況であります。

(スライド17)

これは日本国内での牛の出荷月齢の分布でありまして、事前の御質問にもあったので御説明しますと、大体82%の牛が48か月齢以下で出荷されます。ということで、およそ17%の牛が検査対象になるということです。4月の段階の改正の30か月齢というのはなぜ見直しが厳しいかということ、まさに和牛の出荷月齢のちょうど真ん中にかかっているということで、和牛肉の中で検査したものと検査していないものが混在するという状況があつて、なかなか地方自治体での見直しは困難という事情があつたということです。私どもとしても、4月に見直すというよりは、4月は継続するにしても、今回予定されていた2次答申の段階で必ず見直すように対応していただきたいということを繰り返し地方自治体をお願いしてきたという経緯があります。

(スライド18)

これはもう国際的な状況でありますけれども、今回、48か月齢超に見直した場合ですが、

それでも、日本は世界の中で見れば、検査対象月齢としては一番低い、と畜場で食肉処理される牛を対象とする検査ではまだ対象の範囲が最も広いという状況であります。EUについては72か月を超えるものとなっていますけれども、今年の前半に加盟国の判断で、こういった食肉処理をする際の健康牛のBSE検査は廃止できますということで、各国で見直しが行われています。もうやめている国もあれば、ことしいっばいやるところもあるし、そこはヨーロッパの国の中ではそれぞれの国で判断するという状況になっています。

(スライド19)

それから、SRMの除去ですけれども、これはもう完全に復習ですけれども、4月1日時点で日本のこういった規則については、ほぼ国際ルールと同様の内容になっているということを御紹介しているものです。

(スライド20・21)

最後ですけれども、スケジュールと致しましては、現在、パブリックコメントを実施しています。これは、牛海綿状脳症特別措置法という法律の省令に、と畜場での健康牛の検査の月齢というのは定めることになっています。それを現在の30か月を超えるというものから48か月を超えるものに変更するというので、パブリックコメントをやっています。それから、リスクコミュニケーションについては、先程、御紹介したとおりです。下旬にOIE総会による「無視できるリスク」の国の承認。それから、6月上旬にそういった今申し上げたような省令の改正、それから今回は補助金の見直しをやります。そういったことで補助金の交付要綱の改正。これはいずれも改正手続をとって、7月1日に全て施行するといった予定にしております。

(スライド22～35)

これ以降はもう参考資料ですので、また興味のある方はご覧いただくなり、それから意見交換等の時に説明に必要な場合には使わせていただきます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○司会（消費者庁・金田） 続きまして、次の資料「国際獣疫事務局（OIE）による我が国の BSE リスクステータスの認定と我が国の飼料規制について」の資料を使いまして、農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室熊谷法夫室長から御説明申し上げます。

○熊谷（農林水産省） 皆さん、お疲れさまでございます。御紹介いただきました農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長の熊谷と申します。農林水産省の場合、先程、酒井先生からの食安委のリスク評価の御説明なり、道野室長からの厚労省の検査見直しの説明と違いまして、今回諮問しているわけではございませんけれども、国際的な評価の話ということで、国際獣疫事務局（OIE）の BSE ステータスの御説明とあわせまして、我が国の飼料規制はとても大事であるということは、お二人の先生方からもお話がありましたので、どのような取り組みで行っているかをこの機会に御紹介したいと思っております。

（スライド 2）

それでは、国際獣疫事務局、OIE という通称で呼ばれている国際機関の活動なり、また BSE との関係をお紹介したいと思います。20 世紀初めに牛疫という非常に被害の大きい病気があって、この広がりを契機として、OIE は 1924 年に設立されております。フランスのパリに本部がございまして、178 か国・地域ということで、もうほぼ世界の各国が・地域が加盟しているという状況でございます。

例えば BSE ではどういった取り組みが行われているかといいますと、アドホックグループという専門家の会合があり、日本からも山本茂貴先生がアドホックグループのメンバーになってございます。当然、日本の審査をする際はその方は外れた形で審査するというところでございます。それから、その後、科学委員会というステップを経て BSE ステータスの評価が決まります。また、日本のリファレンスラボラトリーで BSE 関係といいますと、筑波にある（独）農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所がリファレンスラボラトリーに認定されています。それから、最近、中国等で話題の高病原性鳥インフルエンザリファレンスラボラトリーで申し上げますと、北海道大学が認定されています。また、水産

関係、魚の病気も OIE が担当しておりますので、10 年程前に問題になったコイヘルペスといった魚病については、三重県にある（独）水産総合研究センター養殖研究所がレファレンスラボラトリーとして、日本国内でも認定されているという状況でございます。

地域を大きく分けると、試料に掲げているとおりでございますけれども、アジア・極東・オセアニアの地域では、現在、私ども動物衛生課の川島課長が理事として選出されておまして、またオーストラリアもこの地域では大きな畜産国ということで理事に選出されております。

（スライド 3）

OIE の活動ですけれども、先程もちょっと触れましたが、動物の病気、魚の病気の衛生基準ということで、どういった検査をやったらいいとか、どういう管理をしたらいいかといったことを国際的に協議しております。人間の病気ですら WHO のような形の組織とっていただければよろしいかと思っております。

それから大事なものは、世界的に家畜の伝染病がどこで流行して、また広がりがどうなっているかといった発生情報を集めて提供するという大事な活動がございます。こういった情報については、例えば鳥インフルエンザなり口蹄疫のような流行性のものについては、私ども動物衛生課が国際的な情報を集め次第、都道府県なり国内の関係機関に情報発信しているところでございます。

それから 3 点目としては、伝染病のサーベイランスなり防疫に関する国際的調和、具体的にはサーベイランスの方法であったり、人材育成、こういった観点で国際的に獣医衛生水準を上げたり、また、加盟各国が同じ検査方法を使っていける体制をつくっていくということで取り組んでおります。

（スライド 4）

我が国の BSE の発生予防対策としましては、先程もお話が出てはいますが、2001 年の初発以降、厳格な形での SRM の除去・焼却に加え、飼料規制、これも法的規制も含めて、直ちに同年 10 月から実施しております。それから輸入規制としまして、当然、海外からの

侵入リスクを回避する必要がありますので、輸入を規制しております。それから、また、当然サーベイランスということで、なかなか見つけにくい病気ですので、そういう意味ではと畜場でのと畜検査での BSE 検査を実施する他、私どもが担当する生産段階でいいますと、都道府県農林部局の家畜保健衛生所の獣医師の協力を得まして、死亡牛の BSE 検査という形で、リスクのある牛を検査しております。現在の状況としては 2009 年 1 月以降 BSE の発生がないということで、これまでも御説明のあったとおりでございます。

(スライド 5)

それから、我が国の BSE の発生状況の内訳ということで、これも御説明のあったとおりですけれども、と畜場で 22 頭見つかって、それから生産段階での死亡牛検査で 14 頭ということでございます。大事なことの第 1 点目は、最近では発生がなくなって、牛でいうところの誕生日ベースで言いますと 11 年以上発生がないということと、第 2 点目は飼料規制が厳格に行われて 8 年以上経っているということです。そのような条件下でまさに日本のいわゆる BSE 対策が機能しているということを物語っていると思います。

(スライド 6)

次に BSE のステータスでございます。これは、OIE が発生リスクや評価基準に応じて大きく 3 つのカテゴリーに分けております。これは防疫上、いわゆる動物や物の行き来を通じて、病気の拡大あるいは侵入を許さないという観点からも、こういったコード、いわゆる各病気における国際規則を取り決めております。BSE に関して言いますと、リスク的には 3 つの段階でステータスを設けておりまして、現在、日本の場合、2009 年に認定された「管理された BSE リスク」の国ということで位置付けられております。それで今回といいますか、もう既に「無視できる BSE リスク」の国への申請をしております、先程申し上げました専門家会合、さらに科学委員会のステップを踏んで、今月末にパリで 5 月 26 日から 31 日にかけて開催される OIE 総会の中で最終的な認定結果が報告されると承知しております。

(スライド 7・8)

これまでのステップとしましては、昨年の9月28日にOIE申請書ということで、日本の家畜防疫なり、あるいは厚生労働省が行っていると畜場での検査のデータは勿論のこと、日本で実施しているサーベイランスの体制とか発生報告があった場合に、速やかに情報が確認できる、いわゆる発生報告をしっかりとできる体制になっているか、そういったことも評価されております。また、飼料規制についても、侵入リスク、国内のリスク管理措置についての詳細なデータをOIEに提供済みです。

各国とも、今「管理されたBSEリスク」の国になっている国はさらに上位を狙って、清浄性が高まるということは、国際的な評価を得るということだけではなくて、例えば、今、日本産牛肉の輸出ということで各県が力を入れておりますけれども、こういった面でも、いわゆる海外との検疫交渉を行う上でも、とても重要で有効な交渉資材になっていきます。なぜかといいますと、国際的な評価を得たということは、技術的な検疫協議の中でも、プラスに働くと見ておりますので、私ども検疫交渉を担当する者としても、今月末の結果を楽しみにしながら、また国際的な評価を基に関係国との協議に全力を挙げていきたいと思っている次第でございます。

これまでに「無視できるBSEリスク」の国になるためにどんなことをやってきたかというところ、過去11年間に自国内で生まれた牛で発生がないようにすること、それから飼料規制を8年以上継続してきたということです。

(スライド9)

また、「管理されたBSEリスク」の国から最上位の「無視できるBSEリスク」の国に国際的に評価されますと、このサーベイランスの要求レベルを少し軽くしても、認定国にしましてはしっかりとしたリスク管理措置が行われているので、サーベイランスのレベルというものが少し緩和されるという状況になります。日本は今、アジアでいいますと韓国・台湾と同じようなレベルになっておりますけれども、今月末に評価を得た暁には、皆様方に改めて御報告したいと思っております。

(スライド10)

それから、もう一つの大事な点で飼料規制でございますけれども、ここは端的に申しますと、BSE の感染源となるものを飼料に使わないということでございます。それにより完全に BSE の発生サイクルを遮断する。これは、飼料として口から入って感染が成立しますので、そういった意味で肉骨粉、動物性の油脂などを牛用飼料には一切使わないという国内的なリスク管理措置を行っております。

それから、牛用飼料とその他の飼料の分離ということで、これもいわゆるクロスコンタミネーションと申しますか、混ざり合ったりしないように、また、間違っても混ざらないように、交差汚染を未然に防止するための取り組みを行っております。これは、飼料メーカーは勿論ですけれども、さらに先の飼料販売所といった所についても、都道府県の協力も得ながら確認・検査を行っております。

(スライド 11・12)

また、サイクルとしてこのようにあるわけですがけれども、肉骨粉自体をまず海外から入れない、侵入リスクを減らすということが肝要です。それから、国内においての対策としましては、と畜場が出る牛由来の特定危険部位は、当然、肉骨粉の形にしたりしますが、焼きやすい形にしているだけであって、確実に焼却を行っております。そういった意味では、いわゆる牛からの肉骨粉のサイクルというものを完全に断つということで管理しております。日本は、牛由来の肉骨粉はどの家畜に対しても使ってはいけないということで禁止しております。これは豚でも鶏でも魚が対象であっても、厳格に取り組んでおります。また、逆に万が一にも間違いが起きないようにということで、日本の飼料工場の場合は比較的複数の原料を使うケースがございますので、そういった意味で豚・鶏由来の原料であっても、牛用飼料には使わせていません。こういった規制をしておりますが、飼料規制については今回の諮問に含まれていません。逆に言いますと、引き続き現状のリスク管理措置を継続していくということでございますので、この点を御紹介しておきたいと思っております。

私の説明は以上でございます。

○司会（消費者庁・金田）　続きまして、地方自治体における取り組みとしまして、資料に基づきまして「と畜場における衛生管理」について、群馬県食肉衛生検査所食肉検査第一係柰代俊枝技師長から御紹介いただきます。

○柰代（群馬県食肉衛生検査所）　御紹介いただきました群馬県食肉衛生検査所の柰代と申します。よろしくお願い致します。私の方からは、食肉衛生検査所でどんな仕事をしているかというところと、その後、今回の説明会に関する牛の検査について、また BSE 対策の改正によって、今、と畜場でどんなところを変えているかということについて、御説明したいと思います。

（スライド 2）

初めに、食肉検査といっても皆さん御存じない方が大半ではないかなと思いますけれども、動物が食肉になる時には、基本的には、鶏であれば 1 羽、動物であれば 1 頭ごと、全ての家畜に対して獣医師である検査員が検査を実施しています。その結果、合格になったものだけが食肉として流通しています。それ以外にも、検査所では安全な食肉を生産するために、と畜場とか、従事者の方に対しての衛生教育指導についても行っています。

（スライド 3）

これは検査を受ける動物ですけれども、「と畜場法」という法律と「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」という法律がありまして、それに挙げられている検査が必要な動物になります。この動物達を私達は検査しています。群馬県では今、馬と牛、羊と山羊はほとんど来ないのですが、あと豚と鶏について検査をしています。

（スライド 4）

こちらはと畜場法という法律にある検査済印というものなのですが、これは合格した肉に押されるものです。ただ、枝肉の状態、骨が付いている状態のものに押されるので、皆さん消費者の方が目にすることはほとんどないかと思えますけれども、食肉の流通の関

係の方達はよくご覧になっているのではないかと思います。合格した後はこのような検印が押されます。

(スライド 5)

では、実際に検査の流れについて御説明します。まず、農場から生きた動物が入ってきます。生きている状態で獣医師が検査をします。何か病気があるのではないかというものについては、これを食用にするのはだめですよということで不合格になります。合格したものについては、もう少し詳しい検査が必要なものは詳しい検査をします。詳しい検査が要らない、本当に健康だというものについては、こちらを解体して検査をします。その後、牛、山羊、綿羊については BSE のスクリーニング検査があります。全部合格したものについては、検印が押されます。これは合格したという印になります。

基本的にここまでの検査は肉眼の検査になります。ここでちょっと血液の検査が入ったりしますが、基本的には肉眼の検査なので、肉眼でちょっと何か異常があるのではないかと疑いを持ったものについては、もっと詳しい検査をしますということで、検査保留とします。それでもっと詳しい、細菌の検査とか、血液の検査とか、病理切片とって病気の所を目で見て、顕微鏡で見てする検査をしまして、それでだめなものについては同じように食肉にはなりません。これも合格したものについては検印が押されて、これは全部獣医師が検査して合格しましたという印が付いて、出荷という形になります。これがお肉屋さんに行って、皆さんがよくご覧になるような肉になって、皆さんのお口に入るような形になります。

(スライド 6)

食肉衛生検査所ですけれども、今お話しした検査の他に、安全な食肉を生産するために関連する仕事を色々しております。施設の指導とか、肉自体の細菌検査をしていたり、こういうことをやったらもっと衛生状況が上がるとか安全性が増すのではないかといった研究もやっていたりします。それ以外にも、私達はこういう仕事をしています、こういう検査をしていますという PR 活動もやらせていただいております。

(スライド7)

この後、BSEに関係するので、牛のと畜検査について詳しく御説明したいと思います。今、群馬県が管轄している施設はこの1か所になります。この後に出てくる写真は全部この施設で撮られているものなので、とりあえず御紹介しておきます。群馬県にある群馬県食肉卸売市場という所なのですが、こちらの施設は、先程、農水省の方も御説明していましたが、海外に輸出を一生懸命やろうということで、衛生状況を上げて他の国に認めてもらえるような状態にして輸出しようということで頑張っ、これだけ認定をとっている施設です。

(スライド8)

では、牛のと畜検査についてです。先程のフローにもありましたけれども、まずは生体検査というのをします。これは、生きている牛の状態を見ています。これは、獣医師が実際に元気があるかどうか、きちんと歩けるかどうか、がりがりして元気がなくはないかという観察をします。もしちょっと熱いとか、具合が悪そうだという時には、皆さんが病院に行った時のように、実際に診て、ちゃんと体温の測定をしたり、聴診をしたりして診断します。ここで問題がなければ、と殺ということで、この後に解体処理されます。

その後に頭の検査、頭の部分の筋肉の状態とかリンパの状態とかを見て検査をします。頭の方には、先程話もありましたけれども、特定危険部位といってBSEのリスクの高い部分がいっぱい点在しておりますので、そういう部分が実際に食用にされる部分に混ざったりしないか、そういうところについても検査員が確認しております。

もう一つ大きいのは内臓の検査です。こちらの方は、お腹の中身を出して、実際に臓器がどうなっているかというような検査をしております。ここについても1頭1頭全部、リンパ節とか、臓器を実際に切って、色々な所を開けて検査しています。

最後に枝肉の検査。これは中身、内臓とか頭が取れた後、皮もむかれた状態の検査になります。その時にもSRM、先程の特定危険部位である脊髄が残っていないか、肉には付着していないか、そういうところも獣医師が確認して、勿論、病気についても診ております。

(スライド 9)

今回の BSE 対策、4 月 1 日に改正になりましたが、それを受けて当検査所及びこちらの G-1 の施設で変えたところについて説明します。実際には月齢によって特定危険部位として扱われる部位が変わります。それに対応すると、ではどういうことがあるのだろうか。30 か月齢未満の牛については、頭のところについている扁桃というところと、回腸の遠位部、回腸の一部ですが、これだけが特定危険部位ということになりました。そうすると、今まで頭は舌と外側の頬の肉しか食べられなかったのですけれども、今回は逆にこの扁桃を除けば全部食べていいということになりました。なので、今度は内側にある頬の肉とか、こめかみにある肉とか、唇とかが食用に回せるようになりました。それ以外にも脊髄とか脊柱という背骨のところが食用として扱えるようになりましたので、T ボーンステーキといって、背骨が残っているステーキの形にして食用として出すことも可能になりました。でも、そういうことをするためには、月齢の区分ということをきちんとしなければいけません。これが大前提です。これがきちんと分けられれば、こういうところを食用にしてもいいという形になりますので、ではどのように月齢を区分しているかというところを説明します。

(スライド 10~13)

これは G-1 施設の方法ですが、よそはよそでやっていらっしゃると思うのですけれども、G-1 施設では実際にどうやっているか、この牛が何か月かというのをきちんと確認しなければいけません。その時にはどうしているかという、まず農家の方が出荷牛の育成履歴書というのを G-1 施設に持ってきます。ここに誕生日とか個体識別番号という 1 頭 1 頭に付けられている番号とか、どういう治療をしていますとか、そういうのも全部含まれているこういう申告書というのを持ってきます。それと個体識別番号を管理している家畜改良センターという所があるので、これは皆さんがインターネットでこの牛はどこの牛でどういう牛だというのを確認できるようなホームページになっていますので、このデータベースと確認をします。実際にここで申告された内容、誕生日、月齢が間違っ

いないということを確認して、ここの受付番号という、施設の中で使う番号に付け替えます。何でこの個体識別番号を使わないかという、実はこれは10桁もあって、実際に処理する時に使おうとするものすごく不便なので、G-1施設で受け付け、この日の受付番号を付けさせてもらいます。実際にコンピューターに入力して、受付番号とここの牛のデータがちゃんと一緒だということを記録しておきます。この後にちょっとお見せしますが、そういうデータ化したものをプリントアウトして、この番号のこの牛が30か月以上だということが誰にでも分かるようにしておきます。実際に施設に入れる時には、30か月齢以上の牛はこのように頭にちょっとパステルグリーンのようなスプレーをします。こういう番号が付いた横にもそういうスプレーをしておきます。この後にと畜の時に使う札というのが出てくるのですが、それにもわかるように、このように札の両脇に青いラインを入れて区別しています。

これが書類です。これが先程言っていた受付明細というものです。ここに個体識別番号という各牛の番号が付いてきます。どんな牛でどういう掛け合わせで生まれたか。ここに誕生日があります。ここに月齢が書いてあります。これを打ち出した後に確認もできるように、受付の部屋には、このように30か月齢になる誕生日が壁に張ってあります。この日より前に生まれた牛は30か月を超えるものだということがこの誕生日を見て確認できるようになっています。この牛とこの牛が30か月より上だという印を付けて、これを検査員の方に提出してもらっていつも確認できるようになっています。実際に牛にはどういう印が付いているかという、これが頭に付いているものです。これに受付番号というものが付いているので、この背中の子の部分にも、ちょっと見づらいですが、ラインが付いています。これが30か月より上の牛だという印になります。

こういう印を付けた牛を処理する時にはどうするかということの取り決めがこのようにしてあります。まずは30か月未満の牛から先に処理することになっています。その後に、牛をまず気絶させるために小さい囲いに入れるのですが、その時にも30か月齢以上の印の付いていない牛からやるように、きちんと作業している人が確認しています。勿論、

背中に付いている番号、それと月齢区分が付けてある印というのが正しいかどうかの確認も行います。30 か月未満から途中でそれ以上に切り替わりますので、その時には後ろの作業をしている人達に、今から以上になりますよという伝達をします。何かの理由があって30 か月以上の中に30 か月より若い牛が混ざった場合、その牛は30 か月以上として扱うという取り決めになっています。なので、それ以降に処理した牛については、若い牛であっても、外側の頬の肉と舌しか食べられません。そういう取り決めになっています。30 か月より上の牛達の食べられる部分については、区分札というのを表示して、これは30 か月以上だというのが分かるようにしてあります。

(スライド 14)

実際に処理したところの写真です。ちょっと苦手な方もいらっしゃるかと思うのですが、すみません。これが30 か月齢未満になります。見ていただいてもちょっと分からないかなと思いますが、この内側の頬の肉とかがそぎ取られているのです。この奥に扁桃というのがあります。ここをカットして引き上げたのがこれです。ここにあるのが口蓋扁桃というものになります。ここの切れ目とここの切れ目が実はくっ付いているのです。これはこうはがした後で。ここの上顎の上のところにも扁桃の組織があるということなので、30 か月より若い牛の頭についても、SRMとして扱うことになっています。30 か月齢未満の牛については、こんなに沢山食べられる部分が増えます。

(スライド 15)

これが、今度30 か月より上の牛の頭の処理をした後です。札にはこのように青い印が付いています。これが外側の頬の肉です。あと、これが舌になります。こっちは、検査して切開しているので、ちょっと分かりにくいのですが、内側の頬については全く手を付けていない状態です。

(スライド 16)

今度は、全部検査が終わって合格して、こういう枝肉という形になった時にどうやって区別がつくかということ、最終的にこのようにつけられる札にも青い印が付いています。なの

で、どこに行っても G-1 の施設から出ていった牛について、このような青い札がついているものは 30 か月以上だというのが分かるようになっていきます。

(スライド 17)

実際にきちんと管理していることをどうやって確認しているかというところについて御説明します。こちらが検査を実際に行っている記録表になります。これが内臓の検査の記録で、これが生体の検査の記録です。この牛が 30 か月より上だったというのを検査員が確認して、全部マークに印を付けていきます。これは、一番初めに御紹介した明細と照らし合わせる、この牛がちゃんと 30 か月以上の印が付いていたかどうかという確認ができるようになっていきます。

それ以外に G-1 施設には、と畜検査に入っていない検査員というのがいます。その人は一体何をやっているかという、作業の仕方とか、実際に衛生的な取り扱いができていないか、SRM の区別がきちんとできているか、そういうことを全部見て回っている検査員がおります。その検査員の記録用紙がこれになりますが、ここに月齢管理がきちんとできているかどうかというのを毎日評価している欄があります。ここで、今日はきちんとできていたという、「適」に○が付きます。ここにさっき話した 30 か月齢以上としてと畜されたもの、これが実は 30 か月より若い牛なのですけれども、30 か月齢以上の後に処理したので、この牛達は 30 か月より年寄りの扱いにしたという記録を残してあります。その他に SRM、特定危険部位というのがきちんと、頭は特定危険部位が可食部と一緒にないか、そういうことも全て評価して、「A」が付いていれば、適切に取り扱われているという印になります。このような形で全て実際に検査員が確認もしております。

(スライド 18)

今はまだやっていないのですけれども、今後、こういうところをやらなければならないかなというところについて御説明します。今 30 か月齢の区分しかないのです、30 か月で区分しているこの青いラインが入っています。今後、もし BSE の検査の月齢が変わって、群馬県では今のところどうなるか分かりませんが、BSE の検査を特別措置法の月齢に従

ってやるとなると、その月齢分けの線が必要かなと思ひまして、このように分けてみようかなどと今考へているところだす。これはまだ全然確定ではないので、どうしようかと思ひているところだす。それと、今もう 30 か月齢未満の脊柱は食用にしてもいいのですけれども、まだ今のところ、SRM として扱っています。今後、もしこれを食用にしたいということになると、そういうところの取り扱ひもきちんとしなければと考へているところだす。

(スライド 19)

最後になりますけれども、食肉衛生検査所では、健康な動物から安全な食肉を生産するために必要な色々な仕事をしています。勿論、指導もありますし、研究したり、そういう仕事もあります。BSE のスクリーニング検査というのは、そのうちのほんのちょっとというか、一つのことには過ぎません。検査所の仕事はもっと色々ありますので、今後「BSE のリスクが無視できる国」になって、安心して牛肉を皆さんが召し上がれるように、病原性大腸菌 0-157 とか、人の健康に直接害を及ぼすような細菌の危害に対して、コントロールできるような工程管理をさらに強化していきたく思っています。

ありがとうございました。

○司会（消費者庁・金田） 以上、説明の部でございます。

ここで 10 分弱の休憩をとりたいと思ひます。私の時計で現在 2 時 57 分です。3 時 5 分から再開したいと思ひますので、それまでに席にお戻りください

(休 憩)

○司会（消費者庁・金田） 3 時 5 分になりましたので、再開致します。

それでは、質疑応答、意見交換を行います。

質問、そして御意見のおありの方は、手を挙げてお願い致します。私が指名致しましたら、係の者がマイクをお持ちしますので、できれば御所属、そしてお名前をお願い致します

す。

本日、御参加いただけなかった方を含めまして、広く情報提供させていただきたく思います。このため、今回の講演内容、そして意見交換の様子は、議事録の形で関係省庁のホームページにおいて後日公表する予定です。議事録に所属、そしてお名前を掲載させていただくことに不都合がおりの方は、その旨おっしゃってください。

できるだけ多くの方に御発言いただきたく思います。御発言は、要旨をまとめて2分程度でお願い致します。また、回答も簡潔にお願い致します。

それでは、質問、御意見のある方、手を挙げてください。一番後ろの方の方、お願いします。

○質問者A パルシステム東京の打矢と申します。質問が2点と、あと要望が1点あります。

1つ目の質問は、食品安全委員会からの評価結果が5月に通知されました。食品安全委員会の方では5月8日まで国民からの意見募集をされ、その結果の評価結果が厚生労働省の方に通知されたと先程伺いました。でも、厚生労働省の方ではその結果が通知される前、しかも食品安全委員会の方でも国民からの意見募集をしている最中から、国内措置の対象月齢を引き上げるということで、国民からの意見募集がされています。普通に考えると、結果が通知されてから検討して、それから国民への意見募集をすると私達は思うのですが、そういう国民の不安の声を余り聞かずに、急いでいるように感じるのですが、その急いでいる理由は何かあるのでしょうかというのが1点目です。

もう1点は、非定型のBSEのところやはり心配です。21か月齢は疑陽性ということで、それは別としても、まだ非定型のところの原因が究明されていないと思っています。その中で検査を緩和するということ、国民の食の安全を預かるリスク管理機関としてどのように考えているか、お聞かせください。

それとあと要望1点です。今、食品安全委員会の方で国境措置の方の評価中と伺っております。その際、飼料規制が不十分な米国を、何かTPP参加のために国境措置のところを

引き上げるように私たち消費者としては感じますが、そういうことのないように評価していただきたいと思います。

以上です。

○司会（消費者庁・金田） 2点御質問、そして1点要望をいただきました。

まず1点目、評価の後、意見募集を行っている最中に厚生労働省が国内措置を決定したことについて、これのスケジュール、急いでいるように見えるが、その理由は何かという点。これは厚生労働省にお願い致します。

また2点目、非定型のBSEの検査の対応を緩和することについて問題はないかということ。これは酒井座長にお願い致します。

要望につきましては、現在国境措置の評価中であり、飼料規制が不確定な米国産牛肉について対応を引き上げるということについて懸念の御意見がありました。

質問の部分、1番目について厚生労働省から、2番目について酒井座長から、回答をよろしいでしょうか。

○酒井（食品安全委員会） まず、非定型BSEにつきまして御説明させていただきます。

非定型BSEについては、人への感染の可能性を最も心配されていることだろうと思いますが、非定型BSEにはH型とL型の2つのタイプがございます。いずれにしましても、発生頭数は世界で61頭であり、非常に数が少ないです。猿での感染実験から人への感染が示唆されるのではないだろうかという考え方がありますが、非定型BSEの発生が多いフランスでの発生状況を見ますと、約1,000万頭に対して4頭から3頭ということで、極めてまれなケースです。世界でも現在確認されているのは61頭ということで、非常にまれなケースであります。非定型は、お話ししましたように、ほとんどが8歳以上の高齢牛であります。日本で確認された23か月齢の非定型BSEは、非常にまれな例であり、この1頭を除きますと、ほとんどが6歳から18歳に分布し、平均が8歳の高齢牛であります。

では、日本で認められた23か月の例はどうかといいますと、プリオンたんぱく質の蓄積量を見ますと非常に少なく定型BSEの約1000分の1、しかも人より感受性が非常に高い

牛型の遺伝子組替マウス、いわゆるトランスジェニックマウスの脳内に摂取しましても感染力は認められていません。こうしたことから、高齢牛以外の牛での非定型 BSE の発生はあったとしても無視できるということを昨年 10 月に答申をしてございます。こういったことで、非定型 BSE については、高齢牛で確認されていることから、48 か月齢以上の牛の検査を続けていく中で確認できるものは確認できると思っております。これまでの知見から、非定型 BSE については、人への感染性というものは現在は確認されていなく、しかも、世界中で現在六十数頭という非常にまれなケースであり、人への健康影響は無視できると判断しております。

○道野（厚生労働省） それでは、最初の御質問の、なぜ 4 月の下旬から厚生労働省がパブリックコメントをスタートしたかということについて御説明を致します。

全頭検査を継続することの問題点というのは、先程、私からの説明でも触れましたとおり、誤ったメッセージというものを国民の皆さんに伝えてしまうことになるのではないかと、また、一部自治体が全頭検査を継続することについては、種々の混乱をまたさらに招くといった状況があります。そういったことで、地方自治体が全頭検査の見直しを行うということにつきましては、勿論、その検査体制や予算等の準備が必要になってくるということがまず前提になります。また、6 月議会前である 5 月中に検査対象月齢の見直しの検討を行っていただくという必要があります。地方では 6 月に定例の議会があるということがございますので、勿論、自治体によって議会での取り扱いというのは違うでしょうけれども、そういった検討の機会というものを確保していくということが必要になってきます。そういったことで、時期的には 4 月の下旬からスタートしています。

なお、今回の食品安全委員会の答申内容が、結果として 4 月 2 日に公表された案と同じだったわけですが、仮に大きく変更されていた場合には、もちろん改めて厚生労働省のパブリックコメントはやり直しをすることになるということは当然のことだったわけです。結果として変わらなかったですから、パブリックコメントはそのまま継続して、24 日で一応締め切りにするということになります。

それから、本件については、月齢の違いはあるものの、検査月齢の引き上げについては、半年前にも同様のパブリックコメントを行っております。また、食品安全委員会の答申の内容と厚生労働省の見直しの内容は同じであるため、食品安全委員会の実施しているパブリックコメントと同様の意見が多いということで、そういった意味では、期間が重複しても、国民の皆さんの意見については十分聴取、それから考慮は可能であると考えたからであります。実際、その食品安全委員会のパブリックコメントにも管理措置に関する多くの意見が寄せられております。また逆に厚生労働省の方のパブリックコメントにも、リスク評価に関する意見が寄せられているということもございますので、期間がダブることについては、問題はないのではないかと考えています。

なお、法令上のことについて触れますと、行政手続法上、こうした省令改正とか法律の変更といったものに関しては、こういったパブリックコメントを行うと決められているわけですが、改正の内容が具体的で明確であれば、これは制度上の問題は全くありません。そういったことで、私どもの方では、地方自治体での検討の時間を6月議会の前に一定の期間確保するということが重要ではないかということで、こういった判断に至ったわけでございます。

ただ、先程、最後に、一般の方々からの意見を軽視するのではないかとといった御指摘がありましたけれども、これにつきましては、私の説明にもあったとおり、各地方自治体で行われる説明会も含めて、要望のあるところについては全て対応するというので、説明責任はきちんと果たしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解願います。どうもありがとうございました。

○司会（消費者庁・金田）　引き続きお願い致します。前の方、どうぞ。

○質問者B　埼玉県農民運動連合会の立石と申します。BSEに関して、人種と申しますか、遺伝子的に感受性の差がある、そんなことも言われているのですけれども、先程の説明の中で、ヨーロッパの状況、感染の状況とか、比較がありましたけれども、牛の品種というものについての比較は、そういうことを考慮しないで妥当なものなのでしょうか。これが

1 つです。

それから、95 年に人への伝達が確認された後のことで、私も色々関係したのですけれども、当時、医薬品、注射剤などにイギリスはゼラチンを使っていたのですけれども、それをやめるとか、輸血の点でどの国の輸血については禁止されていると。血液製剤あるいは食品や化粧品とか、産業動物ですから色々使われているわけですが、月齢がだんだん上がっていくわけですが、この月齢の中だったら安全だと。あるいは頭部でも食べられるところが増えてきたと。こういうものを産業動物ですから色々利用するということが考えられるのですけれども、そういうものは禁止もされない。安全と言っていいのかどうか。

もう一つ言えば、当時、これは飼料ではなくて肥料ですが、埼玉でも梨などにそういった肉骨粉を使うと確かに梨がおいしくなるので、使われていました。禁止になりまして非常に困りまして、中国とか東南アジアからとると、当時そういう肥料に使うような肉骨粉も、ヨーロッパからどの程度、全世界に広がったのか分かりませんが、そういうことがあるのですが、そういうものに対して、この国境措置は別にして、国内の安全だと言われるものを使えるのか、問題ないのかといったこともちょっと知りたいところなのです。

動物実験ではなくて、いわゆるスクレーパーなどの国内の研究者の研究論文を見ますと、牧場に散らかったそういう病原体はなかなか消滅しないといったことも言われているのです。ですから、そういった産業動物を利用する場合に色々なことが考えられるのですけれども、幾つかの点で今までの国の説明ではよく分からない。ずっと 95 年当時から色々なことが起きているわけですが、それが今度は大丈夫だということで解禁されているのかどうか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○司会（消費者庁・金田） 3 点御質問をいただきました。1 点目、牛の種類によって比較考量しなくてよいのかということについてでありました。2 点目、これについてゼラチンへの利用、血液製剤への利用といったことについて問題はないかという点。3 点目につきまして、肉骨粉が以前使われていた。これが現在国内で今後どうなるのか、また問題はないかという点でございます。1 点目については酒井座長からでよろしいでしょうか。2 点目、

3点目のゼラチンへの活用、そして肉骨粉への活用は、農水省の方でよろしいでしょうか。

では、酒井座長から、まずお願いします。

○酒井（食品安全委員会） まず、感受性の差が、牛の種類によって、また系統によって差があるのか、いわゆる黒毛とホルスタインによって違いがあるかどうか、海外でもそれぞれの品種がありますので、その差があるかどうかですが、その報告は今までありません。BSE は他の感染症と違って、汚染飼料を摂取して感染する感染環があります。肉骨粉飼料は放牧の牛に与えていませんので、通常つなぎ飼料等の舎内で飼育しているところで発生しています。品種での差はなく、子牛がある一定の限られた時点で摂取して、それが吸収されて感染したということであります。今までのところではそういった系統差、品種差というものは報告されておきませんので、恐らくそれはなくて、汚染飼料を摂取した程度の差であろうと私は考えております。

○道野（厚生労働省） 2点目の医薬品への利用の件についてお答え致します。

厚生労働省の方でも、食品安全部ではなくて、医薬食品局、薬事法を担当しているところで、こういった医薬品の対策については実施しています。食品とは別に、医薬品については別途こういった牛由来原料についての規制をやっていますので、今回のこういったBSE 対策の検討というものについては、特に食用とされるものについての議論ですので、医薬品については薬事法に基づいて別途それは規制されているということです。

それはどうしてかということ、食品の場合は経口摂取でありますけれども、例えば血管内に直接注入するようなケースも医薬品の場合にはあるわけですから、そういった意味でリスク、先程の酒井座長の説明であれば、そういう種の壁の設定というのは多分経口摂取とはまた別の考え方もしなければいけないという側面もありますので、食品と医薬品の規制の考え方については別途整理していますので、ただ、ここで医薬品の内容について、私のほうも詳しくは承知していませんので、詳細についての説明はちょっとできませんけれども、そのように御理解いただければいいのではないかと思います。

○熊谷（農林水産省） 3点目は肥料への牛由来肉骨粉の利用見直しの関係だと思えます。

確かに BSE 発生直後から、果物を栽培されている方々からも大きな反響がありまして、肥料としての牛由来肉骨粉の利用は停止してきたところでございます。そういった中で 10 年以上の BSE 対策の経験を踏まえて、と畜場の BSE 検査あるいは死亡牛の BSE 検査を通じて最近のデータが蓄積されてきたという状況になっております。肥料利用において大事なことは、草地などへの利用については引き続き制限することが必要ではないかと考えられます。先程のお話は、と畜場での BSE 検査の見直しのお話でございましたけれども、肥料への牛由来肉骨粉については、別途、食品安全委員会の方に諮問しておりまして、先程来御説明した日本の BSE 対策のもとでは、SRM を含まない牛肉骨粉については肥料として利用可能と答申されました。そのためのリスク管理措置あるいはパブリックコメントにつきましては、まさにこれからという段階になっていきますので、もし御懸念の点なり、また関係する御意見がございましたら、パブリックコメントあるいはリスク管理措置への御意見という形で、また別の機会に承りたいと思います。

○司会（消費者庁・金田） 引き続き御意見、御質問をお願い致します。どなたか。では、前の方、どうぞ。こちらの方が先だったので、すみません。

○質問者 C こんにちは。スターゼンの高野と申します。群馬の方の分別管理についてちょっとお伺いしたいのですけれども、通常、今 30 か月齢未満と以上という形で分けられているようですけれども、これは、その理由が何かあるのかということがまず 1 点です。次にもう 1 点は、脊髄の利用はどうしているのかということが 2 点目。あとは、脊柱の利用は今現在していないということですのでけれども、これはなぜしないのかの理由。この 3 点をちょっとお願いします。

○壺代（群馬県食肉衛生検査所） 30 か月齢の区分につきましては、今回の BSE の改正に伴ってやっている部分もありますけれども、当施設では香港に対する輸出をやっているのです。その関係で従来から 30 か月齢の区分が出来るマニュアルが出来ていたというところもありまして、スムーズに移行できたという関係があります。

それと、脊髄の利用についてなのですけれども、現在のところ、それを食用にしたいと

いう意向がある業者さんがおりませんので、全て SRM と同様に扱っております。

脊柱についても、現在のところなぜやっているかという、食用にしたいという方がどなたもいらっしゃらないというところで、SRM として管理をしています。

よろしいでしょうか。

○司会（消費者庁・金田） 先程、後ろの方が手を挙げられましたので、お願いします。

○質問者D 一般消費者、フリーランスの牧野と申します。今回のリスク評価に関してなのですが、もう一つ釈然としないというか、分かりにくい部分として、量的な概念というか、そこが分かりにくい点になるのかなと思うのです。いわゆるクロイツフェルト・ヤコブ病を発症した例というのが、例えばイギリスですと数百数十例だと思うのですが、要はこれを経口摂取した中にどれ位の異常プリオンがあつて、恐らくそれが人間に感染するとは思われていなかったというところだと思うのですが、どれ位に人間に取り込まれて最終的にクロイツフェルト・ヤコブ病に至ったかという、もうちょっと量的なものというのをうまく表現できないものかなと。恐らくこちらで示されているように、リスクは非常に少ないというのは分かるのですけれども、そのあたりに関してもうちょっと情報がありましたら、お願い致します。

○司会（消費者庁・金田） 今の御質問は、今までに報告されたクロイツフェルト・ヤコブ病には BSE 由来のものがどの位あるのかという御質問でよろしいでしょうか。ちょっと御質問の趣旨が聞き取りにくかったので。

○質問者D 私の理解が正しければ、基本的に牛の異常プリオンというのが経口摂取によって最終的に脳に移行することで人間のプリオンが正常型から異常型にという時に、それぞれの量的なもの、経口摂取したという、これまでの発症した患者の方がどれ位それを食べていて、という量的なものがちょっといまいちぴんとこないのが、日常的に食べていた肉の量にどれ位の割合が含まれていたのか。たった 1 回わずかに食べただけでもこういうものになってしまうのか。それとも、そうではなくて、たまたまそういう異常プリオンを多く含む肉を比較的日常的に食していたことによって起きたのかという、そういった量的

なものというのがもう一つちょっと分かりにくいというのが趣旨です。

○司会（消費者庁・金田） クロイツフェルト・ヤコブ病と BSE 感染牛の摂取の量について、何か情報、そういうデータはございますか。

○酒井（食品安全委員会） 非常に難しい御質問ですが、これは量もですが濃度の問題です。非常に異常プリオンの濃度の高い飼料を摂取すると、それは当然感染に結び付きます。イギリスで牛の BSE が発生した当時、それを基準にして最大 5,000 人程度の vCJD 患者が発生すると予想しましたが、BSE プリオンで感染したクロイツフェルト・ヤコブ病は現在までに 176 人です。当時の予測の 3.5% です。ですから、この発生は予測より著しく低いのが現実です。

量的にどの程度かというのは、現在は私の記憶の中にはございませんので、また機会があればそれはお話したいと思っておりますが、5,000 人と予想していたものが 176 人であったという、予想よりも非常に少ないことは事実であります。しかも、飼料規制で感染は完全に遮断されますので、先程、申しましたように、人への感染、健康影響は無視できると判断しています。

○司会（消費者庁・金田） よろしいでしょうか。

引き続き、質問、御意見がありましたらお願い致します。質問、御意見はおありでしょうか。では引き続き一番前の方、もう一回。

○質問者 B 先程の立石なのですけれども、先程の私の意見・質問についてのお三方の回答については、現状がどういうことかということで、理解は致しました。それがいいとか悪いとかではなくて、現状では、これからということや、報告のないといったことでありましたので、それは分かりました。もう一つ、この月齢を引き上げてということなのですけれども、経過措置というのが中でありましたけれども、これは安全のために、さらに間を置く経過措置というのをとっていただきたいと思うのです。何年間か分かりませんが、そういうだめ押しをする必要があるのではないかと。

それから、OIE の総会において「無視できるリスク」の国に承認される見込みであると

いうところなのですけれども、私は、食べる物というのは代わりはあるのですけれども、人間の命に代わりはないですね。命がなくなれば、それで終わりなのです。それで、例えば感染症の場合に、天然痘に関しては、人から人への感染ですから、世界的に根絶できたわけです。地球上からなくなったわけです、一部保存されているそうですけれども、そういう感染症が他にもあると思うのですけれども、これは「無視できるリスク」といってもリスクはあるということです。ですから、命は失えばもう戻らないわけだし、食べ物と違って代わりはないわけですから、世界的にそうであっても、私はここでは慎重であるべきであって、全く地球上から根絶できるまで、これが一定期間経過処置をとってなくなるといふまで、人間が人工的に作り出した、グローバルの世界で生み出したこの病気について、責任を持って、なくなるまで見きわめるべきだと。リスク管理は「無視できるリスク」ということで、ある程度あることは無視できるということのかも知れませんが、私は、これは認められない、ちょっと性質が違うという意見を申し上げたいと思います。回答は別に。私はそういう意見です。

○司会（消費者庁・金田） 2点質問、御意見をいただきました。1点目、月齢の引き上げ、いわゆる経過措置的にだめ押しをする必要があるのではないかと、これはリスク管理措置としてということでした。2点目、OIEの総会で「無視できるリスク」というステータスになるにしても、一定のリスクがある以上、引き続き措置をとるべきではないかと、どちらもリスク管理措置についての意見をいただきました。厚労省、農水省から何か回答がありましたら、お願いします。

○道野（厚生労働省） それではお答えします。今回の評価結果の内容につきましても、48か月を超える牛について、検査対象月齢を引き上げたとしても、人の健康影響は無視できるということで、その内容、根拠としては色々です。例えば、今までの発生確認がされた最低月齢はどれ位だったのかとか、実際に生まれた年はいつだったのかとか、それからEU等の知見も含めて評価していただいたわけなのですけれども、そういったことでいっても、48か月齢というのは4歳ですから、生まれた年からいけば2009年生まれと、飼料規制が

始まってから8年後に生まれた牛ということですし、そういったことも含めて考えると、相当、実際の評価の中でも経過措置という言葉を使っておられるように、飼料規制が行われた後に生まれた牛に関してのチェックというのは引き続きやるべきだという評価結果です。そういった意味で、今回の48か月齢を超える牛について検査対象を限定しても、人の健康影響は無視できるという評価の中にはおっしゃったような概念も含まれていると思いますし、それに別にBSE対策をこれでやめると言っているわけではなくて、SRMの除去につきましても、これは今回の変更、見直しの中には含まれていない。引き続き、これも法的に義務を課して継続していくわけです。飼料規制についても同様であります。そういった意味で、1番目の質問としては、経過措置の考え方というのは勿論含まれているし、それを実行することになるだろうと思います。それから、BSE対策については、OIEから「無視できるリスク」の国という評価が出たにしても、BSE対策というのはこれでやめるわけではなくて、もちろん継続し、サーベイランス、BSE検査等で飼料規制の効果というものは引き続き検証していくという考え方に変わりはないと思っています。勿論、色々と御要請、やるべきことがあるのではないかとといった御意見もあるかも知れませんが、私どもとしては、BSE対策は見直しはするけれども、別にこれで終わったわけではないし、それからサーベイランス等によって対策の検証ということは継続していくという考え方だということを申し上げたいと思います。

○熊谷（農林水産省） 農水省が担当している生産段階の立場で申し上げますと、飼料規制はとても大事だということで、これは引き続きやりますので、先程来御説明しているとおりです。

もう一つは死亡牛の検査、これもフィールド段階、いわゆる生産者段階で行うことでございますけれども、こちらの方も引き続きサーベイランスはやっていくということです。ただ、「無視できるBSEリスク」の国になるということは、まさにこれまで生産者の方々あるいは流通の方々、また消費者の方々の御理解も得ながらこういった取り組みをしてきたわけです。国際的に無視できるBSEリスク評価を得た上で、これからはもしっかりBSE対策

をやれというメッセージも含まれております。また、もう一つ、先程、申しあげましたように、輸出ということで関係各国と協議していく上では大事なツールをもらうこととなりますので、またステータスを得た暁には、日本産牛肉の輸出交渉する際にデータを添えて、またそれは決して飼料規制なりサーベイランスを止めるという意味ではなくて、むしろしっかりと BSE リスク管理措置のデータを継続してやっていることを示しつつ協議をしていくこととなりますので、この点はちょっと改めて御紹介しておきたいと思っております。

○司会（消費者庁・金田）　引き続き御質問。はい、どうぞ。

○質問者 E　全国焼肉協会の旦（だん）と申します。お伺いしたいことは、48 か月齢以上のスクリーニング検査のみにするということですが、そのこと自体も、BSE の先進国の EU が 72 か月齢以上でやっているさなか、各国にあとは任せるということで、イギリスあたりでももうやらない方向に進んでいるという中で、まだ 48 か月齢なのかという、多少ちょっと奇異な感じはするのですが、それはそれとして、48 になったということで、30 月齢であった場合、和牛のスプリットが起きるといふ、このことがあったわけですが、48 になれば全ての和牛を検査しなくても済むということになるわけですが、問題は、各自治体が本当に 48 か月齢以上の検査だけにきちんと切りかえることができるかどうか。それを行政として厚生労働省として徹底してやれるかというところが一番大切なポイントではないかと考えております。その辺について道野さんにお伺いしたいのと、今日は群馬県の方から来られていますけれども、玉村の方で私も一昨年全て見させていただきましたけれども、群馬県はどうか、その辺も合わせてお聞きいたしたいと思っております。

○司会（消費者庁・金田）　それでは、今後の自治体における検査体制についてですが、全国の動向につきまして厚生労働省から、そして群馬県のお考えにつきまして、群馬県からお願い致します。

○道野（厚生労働省）　お答えします。全頭検査の見直しに関しては、色々な問題点があるということで、地方自治体に私どもの方からお願いをしたと。そのプロセスの中で、地

方自治体サイドからは、国が調整して、全国一斉にやめられるようにという環境整備をしてほしいということで御要請も受けているという状況でございます。そういう中で、BSEの検査を国の補助金を受けてやっている、実際、通常やっている自治体というのは、都道府県と、それからあと保健所設置市と地方自治体の種類ではありまして、合計で合わせて75地方自治体があります。この75地方自治体に関して、各自治体での検討状況というのは、細かく私どもの方で調査をして把握しています。そういった中で見直しの障害があるようであれば、どういう対応をとれるかということについて、個別の自治体と御相談し、何とか全国一斉に7月1日に見直すことができるようにということで、調整を進めているという状況です。

今日も、確か新聞に検討状況についての記事が出ていたように思いますけれども、どうしても大手の新聞に答えるということについては、自治体の方も慎重な答えをしがちということもあって、割とまだ検討中の自治体が多いかなという印象が持たれるような記事でした。ただ、「継続する」と答えた自治体はないということのはっきり書かれているわけです。どういう検討プロセスにあるかということ、そこについてはまだ「検討中」と言っているところが多いなと皆さんは受けとめていらっしゃると思います。

勿論、対外的にはそういった説明だと思いますけれども、私どもの方で内々にというか、行政サイドの中で把握している状況としては、75自治体のうち、もう70自治体程度は、見直す、若しくはそういう方向で検討手续をやっているという状況にあると認識しています。そういったことで、今後とも地方自治体と十分コミュニケーションをとりながら、7月1日に一斉にそういう見直しが全自治体で行われるように、国の方としても対応していきたいと考えております。

以上です。

○壱代（群馬県食肉衛生検査所） 群馬県の状況なのでございますけれども、現在、4月下旬から5月にかけて意見交換会とか県民会議とかを開催して、情報収集をしているところです。群馬県の方では、BSE対策本部というものがございまして、そちらの方が全てのBSEの政策の

関係は決定しております。本部の会議は今度の6月24日に開催される予定になっておりまして、そこで最終的な決定がなされると思います。検査所としてはその決定を今待っているところです。

○司会（消費者庁・金田） 引き続き、後ろの方、どうぞ。

○質問者D 先程はありがとうございました。その意味では、先程はリスク評価に関してどの程度という量の概念という形で質問させていただいたのですが、今度はリスク管理という立場で同じ質問をさせていただきたいのです。

きょうは群馬県の方から現場の方がいらっしゃっているということで、要するに全頭検査というので、酵素で切って、電気泳動で切れるかどうかというのを確かめているのだと思うのですが、これもどの程度の量が含まれているという量の概念があると思うのですが、そのあたりに関して何か情報というか、ありましたらお願いしたいのと、もう一つは、結局、今日配付された資料の中にも、厚生労働省の方で検査しているということが、安全であるといった誤ったメッセージと、厚生労働省の資料3の全頭検査見直しについてという部分です。「検査をしていない牛肉は危険である」という誤ったメッセージにつながるおそれがあるということで、リスクがないわけではないということに関して言うと、先程の量の概念という形で申し上げますと、今の検査の漏れた中というか、検出できない中にも異常プリオンが入っている可能性というのは否定し切れないわけだとは思っています。ということに関して今後どういうメッセージを出していくのかということをお伺いしたいと思えます。

○司会（消費者庁・金田） 今の御質問をちょっと整理させていただきますと、リスク管理側で、どの程度のリスクが引き続きあり得るのかという意味での量の概念ということでよろしいのでしょうか。

○質問者D はい。要するに、全頭検査とかという形でこれまでしてきたわけですが、本当に今通ってきたものには入っていないということが言い切れるわけではないですね、恐らく。ということです。

○司会（消費者庁・金田） 全頭検査を見直すことによるリスクの拡大というか、量というか、その考え方について、リスク管理側の厚生労働省から何か回答がありましたら、お願いします。

○道野（厚生労働省） 多分2つ御質問があって、1つは、要はBSE検査での感度のようなものについてどう考えているかということなのだと思います。ちょっと確認検査とスクリーニング検査をごちゃごちゃにおっしゃっていたとは思いますが、スクリーニング検査に関して言えば、これは従来から限界があるということは、もう平成13年当時から言われていたわけです。本当に潜伏期間の後半、8割、9割過ぎなければ、スクリーニング検査でも検出は困難。その意味はどういうことかということ、感度の問題もあるけれども、要は延髄の門部分に異常プリオンたんぱくが検査に陽性になる程蓄積するのに一定の時間が掛かるということです。けれども、食品の安全対策と考えた時には、幸いにしてBSEの異常プリオンというのは偏在するわけです。中枢神経と、それからあと回腸遠位部、さらに一応扁桃についても除去するということになってはいますけれども、そういった危険部位を基本的には除去することによって、検査がまだ陽性になる段階の手前の牛であっても、SRMを除去することによって食品の安全対策というのは可能だと。これに関しては、イギリスでvCJDの報告が沢山あるという先程の話、176人がこれまでであったという話もありますけれども、その中でも、当時はSRMと言わずにSBOと言っていたのですけれども、そういった内臓部分、危険部位と考えられる部分を除去する、食用を禁止することによって、それ以降生まれた人でvCJDを発症した方は今までいないということですから、考え方として、検査でコントロールするというのも一部はあると思いますが、検査陽性牛をフードチェーンから排除しますという考え方はこれはこれでありませうけれども、基本的な食品安全対策としては、SRMの除去ということが最も重要だ、有効だということについてもよく御承知置きいただければいいのではないかと思います。

その量の概念ということで、もう一つ申し上げれば、今までの感染実験では、およそ0.1グラムから1グラム位の感染牛の脳、もう発症しているような、それ位のレベルの脳の感

染性のあるものを牛が摂取すれば、発症する可能性はある。さらに人間で言えば、種の壁ということがあるので、そのまた 102~103 倍ぐらいの感染性のあるものを摂取することによって人は発症するということになると考えられているので、そこからいっても、SRM をきちんと管理するということが引き続き実施されれば、食品安全対策ということ言えば、勿論、検査月齢の引き上げもありますけれども、両方の対策で十分食品の安全は確保できるのではないかと考えております。

○司会（消費者庁・金田） 真ん中の方、どうぞ。

○質問者 F 石黒と申しますが、全体検査、全量検査、BSE の検査をぜひ続けてもらいたいと思うのです。これは、確かに SRM をやられるということは言っているし、それから肉骨粉とか、そういうのは餌に混ぜてやらないようにするといったことはやると思うのですが、一番国民に効果があったのは、全体検査をきちんとやって、そういうものは国内に流れないのだということをはっきりさせてきた今までの行政の力が大きかったと思うのです。だから、ここでぜひ、もちろん SRM や肉骨粉対策も全部やると同時に、検査の予算というのはそんなに掛からないわけでしょう。だから、ぜひ全体検査、全量検査、これをやっていただきたいということを強く考えるのですが、いかがでしょうか。

○司会（消費者庁・金田） 国民の安心を確保したという趣旨、意図が、目的、そしてその効果があったということで、全頭検査があったのではないか、それを引き続き行うべきではないかという御意見と理解致しました。このことについては、今日、説明を申し上げてきたところでありますが、改めてリスク管理側の厚生労働省からお答えを。

○道野（厚生労働省） 御質問、ありがとうございます。おっしゃったとおり、平成 13 年に BSE が国内で発生した時に、勿論、飼料規制、それから SRM の除去、それからいわゆる全頭検査というリスク管理措置が、当時 BSE の牛が初めて日本国内で発見されたということで、国民の間に非常に強い不安があったということは事実でしたし、それによって、BSE 対策というものを行政として実施している、国として実施しているということに関して、非常に強いメッセージになったということは事実であります。ですから、当時も、科

学的に全頭検査が必要かどうかということは別にして、全頭検査については対応するという
ことで、ちょうど13年10月の下旬だったと思いますけれども、行政サイドでそういう
判断をしてスタートしたという経緯があるということは事実であります。

ただ、今がそういった状況かどうかということが一つ。それからもう一つは、やはり考
えなければいけないのは、これは規制なのです。規制というものに関しては、食品安全基
本法においても、それからWTO協定、国際条約においても、こういった食品の安全規制と
いうのは、科学に基づいてやっていくということ、もっと分かりやすく言えば、現状のリ
スクに応じた規制措置ということをやっていくということが必要なわけです。そういった
ことに関しては、食品安全委員会のこういうリスク評価結果というのは、まさに日本の食
品安全行政の科学であるわけです。そういったことで、科学的な評価結果に基づいて食品
安全基準は決めていかなければならない。そういった流れの中で、BSEの全頭検査といっ
ても、48か月齢を超えるものについては引き続き続くわけですし、そういったことでその
規制の見直しというのは行政としてはやっていかなければならないのです。

ただ、現状、そういった平成13年当時のような国民の皆さんの不安が非常に大きかった
という状況ではないにしても、行政サイドとして規制を見直す以上は、丁寧に皆さんに御
説明をして御理解をいただくということの努力は続けていかなければならないと思いま
すし、そういったことを通じて皆さんの御理解を得られればと思っております。

○司会（消費者庁・金田） 予定の時間に近づいてまいりました。最後に質問、御意見の
ある方、全員手を挙げていただければと思います。まとめてお答えいたします。

では、一番後ろの方、お願いします。

○質問者D すみません、繰り返しになります。牧野ですが、その意味で最後になります
ので、本当にこれまで関係者の皆様が対策に当たられて、特に全頭検査に関して、改めて、
私が申し上げることではないですけれども、御礼を申し上げますとしか言いようがないの
ですけれども、一つ、実は先日神奈川県海老名で開かれた会に出席した際に聞かれた言葉
なのですけれども、先程の誤ったメッセージとしてといった表現があったかと思うのです

が、その際に出た意見として、これは誤ったメッセージを出したのは、行政のメッセージの出し方の問題ではないでしょうかといった話もあったので、今回の見直しに関しても、これでやめるということのメッセージをよく考えていただきたいなど。先程、量の概念ということを申し上げましたけれども、これでやめることによって発症するということが、私自身も一消費者ですけれども、生じるとはちょっと考えがたいというのと、少なからずそういう消費者というのもいると思います。それから、そうしたメッセージというのをきちんと理解して生産者の方々が尽力されているということも伝わっている消費者もいますので、できれば行政の方々にも、そうした部分、検査しているということ、今不安に对应するというので検査してきましたと言ってしまうと、では検査は一体何だったのかということにもなりかねませんので、そういったあたりをこれからもよろしくお願い致しますということをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○司会（消費者庁・金田） 今回の見直し、そしてこれまでの検査の取り組み、今後の取り組みについて、消費者の理解を正確に得られるように取り組むべきだという御意見だったと理解させていただきたいのですが、何かそれについてこちらからあれば、お願い致します。よろしいでしょうか。では、先生から。

○酒井（食品安全委員会） ただ今、重要な御発言がありました。事実を科学的に評価して、そしていかにそれを理解していただくか、それによって不安を取り除いていただくかということが最も重要であります。この場もそうですが、それがなし得るにはリスクコミュニケーションの場が重要であると思います。双方向での意見交換、その中で我々から科学的にそれを説明させていただくことが重要であります。私は、今の御発言に対しては、リスクコミュニケーションをさらに活発に行うことによって、国民の皆さん方が科学的に評価をしていただけるのではないかと考えております。

○司会（消費者庁・金田） 最後に御意見をいただきました。もしあれば、最後、質問・御意見がありましたら。よろしいでしょうか。

それでは、予定していた時間を超えましたので、これにて意見交換、質疑応答の時間を

終了したいと思います。熱心な御議論をありがとうございました。本日いただきました御意見、御質問を今後の参考にさせていただき、引き続き食品安全行政に取り組んで参りたいと考えております。

これにて本日の説明会を終了させていただきます。進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

なお、お渡ししてありますアンケートに御記入の上、出口の回収箱に入れていただければ幸いです。

また、ごみにつきましては持ち帰りをお願い致します。

本日は、長時間にわたりありがとうございました。引き続き食品安全行政への御理解をお願い致します。どうもありがとうございました。